

平成27年度 第1回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会会議要旨

日時	平成27年8月19日(水) 18:30~20:30
場所	久留米市庁舎2階 くるみホール
出席者	委員：大治委員、日野委員、杉本委員、小玉委員、内川委員、今里委員、柴田委員、中島委員、滝口委員、重永委員、西田委員、濱本委員、永江委員、宮本委員、縄崎委員、岩坂委員、永野委員、井手委員、佐藤委員、下川委員、鐘ヶ江委員、三原委員 事務局：鶴木部長、柴尾課長、池田主幹、白石課長、川崎課長、吉田課長、溝江補佐、黒岩補佐、古賀補佐、山下主査、三浦主査、坂田主査、林田主査、平川、大久保
欠席者	委員：西村委員
議事次第	I 委嘱状交付 II 開会挨拶 III 各委員の自己紹介 IV 会長、副会長の選出 V 報告 1 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会の位置付けと今後のスケジュール 2 「第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の概要について VI その他
議 事	
事務局	皆様お疲れ様でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、平成27年度第1回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会を開催いたします。冒頭に配付資料の確認をさせていただきます。次第、本協議会委員の名簿、本日の座席表、本協議会の設置要綱、同じく傍聴要領、「『高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』と計画推進協議会の位置付け」(資料1)、「久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画概要」(資料2)でございます。不足している資料などございませんか。お手元にお揃いでしょうか。
I 委嘱状交付	では、早速ですが、次第I「委嘱状交付」でございます。 (各委員へ委嘱状交付) ※鶴木健康福祉部長より交付(市長代理)
II 開会挨拶	(開会挨拶) ※鶴木健康福祉部長挨拶(市長代理)
III 各委員の自己紹介	(自己紹介) (事務局職員紹介)
事務局	続きまして、協議会設置要綱の説明を致します。 (内容説明)
IV 会長、副会長の選出	では、協議会設置要綱第5条の規定に基づき、会長及び副会長の選出を行います。 (委員互選により、大治委員を会長として、中島委員を副会長として選出) (大治会長就任挨拶) (中島副会長就任挨拶)

事務局	協議会設置要綱第6条の規定により、大治会長に議長となつていただき、以後の進行をお願いします。
議長	<p>それでは早速会議を進行していきたいと思います。皆様円滑な進行にご協力をお願いします。</p> <p>本会議は「久留米市情報公開条例」を踏まえ、附属機関等の会議の公開を行っております。お手元の「傍聴要領第2条」により、傍聴の可否について確認を行います。事務局に確認ですが、本日、傍聴者はいらっしゃいますか？</p>
事務局	<p>本日、傍聴者はいらっしゃいません。</p> <p>なお、久留米市では「情報公開条例」を踏まえ、附属機関等の会議の要旨について原則公開しております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p>
議長	それでは本日の報告事項に入りたいと思います。報告1「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会の位置付けと今後のスケジュール」について、事務局よりお願いします。
事務局	(資料1 説明(略))
議長	委員の皆様、何か質問等はございませんでしょうか。
委員	<p>1点目は地域リハビリテーション活動支援事業についてです。リハビリテーションという体力や筋力といった機能的な部分の回復という印象を受けますが、この事業は、地域で機能回復を図る活動を行うだけでなく、高齢者が、自分のできることを日頃からの活動や社会参加につなげていくことを支援するための事業としても実施していただきたいと思います。高齢者の方には、これから出てくる地域課題を解決していく実践者となつていただき、たとえ活動ができなくても、体の動かし方などを工夫することで自分の生活課題を解決することができるようになっていただきたい。単なる機能訓練としての事業だけではなく、社会参加を実現していく、具体的な活動が難しくても自分の意思を反映できる暮らし方を支援していく事業という視点でも考えてもらいたいと思います。</p> <p>2点目は特殊詐欺について。第6期計画にこれへの対応について盛り込んでいましたでしょうか。</p>
事務局	地域リハビリテーション活動支援事業は、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するような仕組みづくりを行うもので、平成27年度には、通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与のあり方の検討や、リハビリテーション専門職が関与できる団体等の把握を行う予定です。委員からご意見がありましたとおり、単なる機能強化の視点からではなく、幅広い視点から事業内容について検討していかなくてはならないと考えているところです。
事務局	高齢者詐欺の件でございますが、第6期計画の第6章「高齢者の権利擁護」の中で消費生活センターが行う「消費者被害の防止と救済」を記載しております。

議 長	<p>地域リハビリテーション活動支援事業に対するご意見は大変有意義なものであると考えます。ぜひ実現してもらいたいと思います。</p> <p>まずは第1章から第7章までで、各専門分野や利用者側からご意見などがあればお願いします。</p>
委 員	<p>「高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備」について。交通機関の路線から外れた所に住む高齢者は、世帯構成の変化などにより、最近では家族等が送り迎えする機会も減ってきています。そこで、地域で買い物や病院への送り迎えをする活動を始めましたが、交通事業者との協議が整っていない状況です。以前あったコミュニティバスは時間帯やエリアがニーズと合わずうまくいきませんでした。一歩進んだ取り組みを進める必要があると思いますが、福祉の分野で取り上げて進めてもらいたいと思っています。</p>
事務局	<p>ご意見に関連した具体的な施策（事業）として、(第7章に)「生活支援交通の確保」を記載しております。ご意見を所管課へ伝えたいと思います。</p>
委 員	<p>第5章「認知症施策の推進」について。多くの事業が記載されていますが、現在は特定の取り組みを特定の主体が担っている状況があります。この先、人材育成やマニュアル作成など含め、継続的な取り組みとして事業が実施できるように配慮してもらいたいです。</p>
事務局	<p>関係機関等と検討していきたいと思います。</p>
委 員	<p>(第5章の)「認知症ケア向上推進事業」において「(仮称) 認知症カフェ」についての記載がありますが、あり方の検討にとどまらず、一歩踏み込んだ取り組みを行ってほしいと思います。</p> <p>(第8章の)「介護予防・生活支援サービス事業」において「雇用労働者が行う緩和した基準で行うサービス」とありますが、具体的にどのような基準を指すのか教えてください。</p>
事務局	<p>(「認知症カフェ」について) 全国的にも認知症カフェの設置が進んできているようですし、市内にもNPO法人等が運営しているものがあります。認知症カフェに対して、行政としてどのような支援が可能かなどについてご意見の内容も踏まえながら、今後検討していきたいと思います。</p>
事務局	<p>(「認知症カフェ」について) お尋ねいただいた部分は予防給付の見直しに関するものです。「雇用労働者が緩和した基準で行うサービス」とは、国が使用している表現をそのまま使用しております。平成29年度から介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護については地域支援事業に移行することとしております。その際に、それぞれの事業内容を細分化した上で、基準について検討していくこととなります。どのような形でサービスが実施されているのかについての分析や事業所との意見交換、先行している自治体の状況調査などを行いながら、進めていきたいと考えております。</p>
議 長	<p>では続いて、第8章、第9章の介護保険事業についてご意見などございましたらお願いします。</p>

委員	<p>施設を整備して充足することについては嬉しいですが、働く状況としてはとても厳しいものがあります。これから2年間で地域支援事業へ移行とありますがそこで働く人の不安も見守ってほしいと思います。夜勤が月に12回などといった切実な話を耳にしますし、残っていく人がいないとも聞いています。そういう悩みなども聞いていただきたいです。</p>
事務局	<p>今回、報酬改定がマイナス2.27%となり、事業所が、人材確保も合わせて大変だということは理解しております。今のサービスを担っている事業所の意見等を聞きながら、予防給付の見直しについては制度設計を行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>労働環境への配慮をお願いします。</p>
委員	<p>事業者側として、今回の報酬改定は非常に厳しいものがあります。介護保険事業を円滑に行うためには介護職がいきいきと働ける職場を作ることが前提だと思います。今後、他自治体で取り組まれているように、市独自で加算が設定できないかなど検討していただければと思います。利用者が認定更新の際に、要介護5から要介護4へ、要介護4から要介護3へと改善したりしています。これは介護職が頑張ってくれたからですが、改善すると報酬が下がってしまう、そういう実情があります。県内の通所介護事業所の中には、事業の廃止を予定・検討しているものの、借金があり止められないところもあると聞いています。今期に特養145床の整備などが予定されていますが、整備しても介護職が集まるのでしょうか。東京などでは、整備したが介護職が集らずに1フロアはオープンできていない特養があるそうです。そういう現状も考えてもらえればと思います。</p>
事務局	<p>具体的に厳しい状況を伝えていただきました。今回の報酬改定では、基本部分はマイナスとしたほか、加算をたくさん創設しています。市としては、これらについて情報提供を行い、必要な加算はきちんと算定していただくということを基本としております。委員よりお話がありました利用者の状態が改善したら報奨金を出すといった自治体も全国にはあるので、久留米市として何ができるのか検討していきたいと思えます。</p>
委員	<p>地域包括ケアシステムでは、30分圏域で特養でも在宅でも同じようなケアが提供でき、財源を効果的に用いるということが考えとしてあります。本編のP26と資料編のP58を見ると、特養145床、グループホーム54床の整備とありますが、地域での強化を考えると、グループホームは既に市内に47箇所あり、かなり整備されている。それに対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は4箇所と少ないようです。ここをいかに強化するかが重要だと考えます。このサービスは参入事業者が少ない分野ですが、社会福祉法人の内部留保がかなり多いとも言われておりますし、これをいかに社会に還元させるかという課題があると考えます。</p>
事務局	<p>施設・居住系サービスの整備数については、ケアマネにアンケートをとり、ショートステイの利用者数を調査しました。ショートステイの利用が常態化している利用者が概ね200名程度、そのうち要介護3以上の方が147名となっており、その方たちを施設等で対応すべき人と考えて、整備数を決めております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、また、今年度から名称が看護小規模多機能型居宅介護に変わりました複合型サービスについては、公募により定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1、複合型サービスを3整備してスタートしましたが、その後開設した事業所もあり、現在ではそれぞれ5事業所ずつございます。県内でも事業所数としては多いほうでございます。</p>

委員	<p>ます。今後につきましても、地域包括ケアシステムの中心となるサービスと考えており、充実する方向で進めていきたいと考えております。</p> <p>話し方が適切でなかったかもしれませんが、整備数が他自治体と比べて多いか少ないかが問題ではなく、介護量に応じて多いかどうかが問題だということです。施設を145床整備するのであれば、その分をこちらにもシフトしてもらえれば地域包括ケアシステムの構築も進むのではないのでしょうか。</p> <p>また、本協議会には委員として社会福祉法人は社協しか入っていないようですが、老人福祉施設協議会からもオブザーバーで次回から入ってもらうなどして、社会福祉法人の視点を入れてもらえるような方策をとってはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>介護保険は在宅が基本であり、また、施設整備は保険料に跳ね返ってくるものが大きいので、整備に当たっては最小限にとどめるとの考え方で進めております。待機者の状況もございますので、基本は在宅支援としつつ検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、本協議会への出席者については、ご意見を踏まえ検討したいと思っております。</p>
委員	<p>団塊の世代の人達が75歳以上となる2025年問題が取り上げられています。これからの介護はこの人達が対象となりますが、色々な方がいらっしゃいます。介護予防事業などもルーティン化されたものは嫌う傾向にあるとも聞きます。私案ですが、介護予防事業をカルチャー化、コミュニティ化して、生きがいや自己実現ができるものとしてはいかがでしょうか。また、高齢者を活用し、より健康寿命が延びるようにしてはいかがでしょうか。方法はたくさんあると思います。</p>
事務局	<p>予防給付の見直しに当たっては、より効果的な形となるよう検討してまいりたいと思っております。</p>
委員	<p>予防給付の見直しについて検討中とありますが、事業者の中には要介護の人しか受け入れないなどということも出てきています。平成28年度の早いうちに概要が示せるように進めてほしいと思っております。</p> <p>また、第5期に整備した特養は、どこも経営がうまく行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業所調査を行った際には、すべての事業所から回答がもらえたわけではありませんが、1つを除いてすべて黒字との回答でした。</p>
委員	<p>社会福祉法人の内部留保については、法人は財務諸表を公開しており、それを見て計算式を入れたらプラスかマイナスかがわかるようなサイトもあります。プラスのところには先ほど話にもあがった定期巡回・随時対応型訪問介護看護への投資などについて強く言ってもいいのではないのでしょうか。(特養整備については)自分なりにシミュレーションをしてみました。単体では厳しいものがあります。本体の事業所がないと運営はきついです。それが職員の処遇に跳ね返るのではないのでしょうか。施設整備事業者の選定にあたっては、経営状態や熱意・やる気があるかをしっかり見ていただきたいと思っております。他県の社会福祉法人では借入金を滞納しているところもあつたりします。内部留保を持ち過ぎているところもすぐわかります。</p>
事務局	<p>特養の募集を今にかけているところですが、経営面や人材の確保など、報酬改定の影響もありますので、しっかりと見させてもらいたいと考えております。</p>
議長	<p>以上で本日の報告事項は終了いたします。 次第Ⅳその他へ移ります。</p>

事務局 議長	(事務局から連絡事項) 本日は第1回目の協議会でした。第6期計画が進む上で相応しい実りある会議でした。 皆様お疲れ様でした。これで協議会を終了いたします。
---------------	---